〃	七億円	〃	〃	〃	九十六円六十九銭	
〃	五十億円	〃	〃	〃	九十六円八十三銭	
〃	一億円	第六回	〃	〃	九十八円二十五銭	
〃	二億円	〃	〃	〃	九十八円三十銭	
〃	十億円	〃	〃	〃	九十八円三十八銭	
〃	二十五億円	〃	〃	〃	九十八円四十銭	
〃	二億円	〃	〃	〃	九十八円四十六銭	
〃	九億円	〃	〃	〃	九十八円四十九銭	
〃	二十五億円	〃	〃	〃	九十八円五十銭	
〃	七億円	第七回	〃	〃	九十七円六十三銭	
〃	一億円	〃	〃	〃	九十七円六十四銭	
〃	二億円	〃	〃	〃	九十七円七十銭	
〃	十四億円	第八回	〃	〃	九十八円三十四銭	
〃	三億円	〃	〃	〃	九十八円四十四銭	
〃	八十億円	〃	〃	〃	九十八円四十八銭	
〃	三億円	〃	〃	〃	九十八円五十銭	
〃	五億円	〃	〃	〃	九十八円六十銭	
〃	四十億円	〃	〃	〃	九十八円六十四銭	
〃	八億円	〃	〃	〃	九十八円七十銭	
〃	四十億円	〃	〃	〃	九十八円七十八銭	
〃	十億円	第九回	〃	〃	九十八円八十銭	
〃	三億円	第十回	〃	〃	九十八円九十二銭	
〃	七億円	〃	〃	〃	九十九円十五銭	
〃	十六億円	第十一回	〃	〃	九十九円九十銭	
〃	十六億円	〃	〃	〃	九十九円	
〃	二億円	〃	〃	〃	九十九円九銭	
〃	十六億円	〃	〃	〃	九十九円十銭	
〃	十六億円	〃	〃	〃	九十九円二十銭	
〃	十六億円	〃	〃	〃	九十九円三十銭	
〃	十三億円	第十二回	〃	〃	九十八円五十銭	

〃	二十五億円	〃	〃	〃	九十八円六十四銭	
〃	八億円	〃	〃	〃	九十八円七十三銭	
〃	十億円	〃	〃	〃	九十八円七十八銭	
〃	三十億円	第十三回	〃	〃	九十九円八十銭	
〃	二十億円	〃	〃	〃	九十九円八十八銭	
〃	三十億円	〃	〃	〃	九十九円八十九銭	
〃	四億円	〃	〃	〃	百円	
〃	六億円	第十四回	〃	〃	九十八円八十七銭	
〃	二十九億円	〃	〃	〃	九十八円九十銭	
〃	十億円	〃	〃	〃	九十八円九十八銭	
〃	二十億円	〃	〃	〃	九十九円	
〃	十億円	〃	〃	〃	九十九円八銭	
〃	九億円	〃	〃	〃	九十九円九銭	
〃	二十億円	〃	〃	〃	九十九円十五銭	
〃	五十億円	第十六回	〃	〃	九十九円四十銭	
〃	二十五億円	〃	〃	〃	九十九円四十七銭	
合計	九百八十四億円					

○厚生労働省告示第三百五十二号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十二年十月一日から同年十二月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十四日　厚生労働大臣　細川　律夫

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計によりその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率